

令和 7 年

6 月市議会定例会決議案

議案会第 15 号	豊橋市による住民投票に関する市民向け説明会の開催を要求する決議	3
議案会第 16 号	「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する調査特別委員会設置に関する決議	5

議案会第15号

本市議会は、豊橋市による住民投票に関する市民向け説明会の開催を要求することに関し決議する。

令和7年6月20日提出

提出者 豊橋市議会議員 菅 谷 竜

同 伊 藤 哲 朗

同 石 河 貫 治

同 穴 戸 秀 樹

同 及 部 克 博

同 山 本 賢太郎

同 近 藤 修 司

同 尾 林 伸 治

同 鈴 木 みさ子

同 松 崎 正 尚

豊橋市による住民投票に関する市民向け説明会の開催を要求する決議

令和7年5月15日、令和7年5月市議会臨時会において、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例が可決され、7月下旬に予定されている参議院議員通常選挙と同日に実施することとなりました。豊橋市議会における各議員の「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に対する賛成・反対は表明されておりますが、住民投票により投票行動をする有権者への十分な理解のためにも豊橋市による説明が不可欠と考えます。

これまで、豊橋市は公平・公正な情報の提供が困難であるとして、住民投票についての市民向け説明会の開催は困難としておりましたが、今月6日、市内104か所の公共施設において「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例第14条（情報の提供）に基づき、必要な情報の提供がなされました。

また今月12日に開催された総務委員会においてこれらの情報が、公平かつ公正な情報であることが確認されました。

よって豊橋市においては現在公表されている情報について説明する会を開催することは公平・公正を担保した範囲で可能であるといえます。

以上のことから、豊橋市議会は豊橋市による住民投票に関する市民向け説明会の開催を強く求めます。

上記決議する。

令和7年6月20日

豊 橋 市 議 会

議案会第16号

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する調査
特別委員会設置に関し決議する。

令和7年6月20日提出

提出者 豊橋市議会議員 伊藤 哲 朗

同 石 河 貫 治

同 宍 戸 秀 樹

同 及 部 克 博

同 尾 林 伸 治

同 松 崎 正 尚

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に
関する調査特別委員会設置に関する決議

1. 委員会の名称

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する調査特別委員会

2. 設置の目的

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する正確な情報を整理し、今後の豊橋公園東側エリアの整備についての調査研究を行うために設置する。

本調査は、地方自治法第109条第1項及び豊橋市議会委員会条例第4条第1項の規定により、議長と副議長を除く委員12人で構成する「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」等に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査事項

- ・多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関連する資料に基づく情報や発信について
- ・多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の提案内容について
- ・今後の豊橋公園東側エリア及び関連するスポーツ施設の再編の考え方について
- ・住民投票後の考え方について

4. 設置期間

令和7年6月20日～調査終了を議決するまで、閉会中においても継続して調査研究を行う。

令和7年6月20日

豊 橋 市 議 会